年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和49年4月から50年3月まで

私は、両親に勧められて昭和50年頃国民年金に加入し、遡って国民年金保険料を納付した記憶がある。私の所持する国民年金手帳には、49年4月から50年3月まで納付の領収印が押されているのに、未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、昭和50年5月9日付けで発行された申立人の国民年金手帳には、昭和49年度国民年金印紙検認記録欄の4月から3月までについて「一別」 印が押されており、当時、A市では、既に現年度納付されていた国民年金保険料について、当該年度の印紙検認記録欄に「一例」 印を押す取扱いであったことを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を現年度納付したものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成19年3月は19万円、同年4月から21年7月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は15万6,000円、申立期間③は17万6,000円、申立期間④は17万1,000円、申立期間⑤は18万1,000円、申立期間⑥は25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月1日から21年8月1日まで

- ② 平成18年12月10日
- ③ 平成19年8月10日
- ④ 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成20年8月10日
- ⑥ 平成 20 年 12 月 10 日

申立期間について、社会保険事務所(当時)に記録されている標準報酬月額が、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いので記録を訂正して欲しい。

また、平成18年12月から20年12月までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無いので調査の上、記録として認めて欲し

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成19年3月から21年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成19年3月は19万円、同年4月から21年7月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を納付した。」と回答していることから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年8月から19年2月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンラインに記録されている標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。次に、申立期間②から⑥までの期間については、当該期間に係る賞与明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は15万6,000円、申立期間③は17万6,000円、申立期間④は17万1,000円、申立期間⑤は18万1,000円、申立期間⑥は25万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の賞与に係る届出を社会保険事務

所に対して行っていない。」と回答している上、他の同僚においても、申立人と同様に標準賞与額がオンラインに記録されていないことから、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行っておらず、その結果、社会保険事務所は賞与明細書及び賃金台帳で確認できる標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで

株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成2年10月から3年9月の1年間について、著しく低額の標準報酬月額が記録されている。当時は、定期的に昇給もあり、給料が下がった記憶もないが、当該期間の前後と比較して、半分以下の標準報酬月額になっている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、15万円と記録 されており、申立期間前後の期間における標準報酬月額と比べ、著しく低額となっている。

これに対し、申立人は、当時の株式会社Aにおいては、ほぼ毎年のように昇給があり、減額された記憶は無いと主張している。

また、当該事業所において、平成2年度の定時決定対象者42名のうち、34名の等級が従前の標準報酬月額より上がっており、減額による等級変更は3名のみであり、標準報酬月額が15等級下がった者は申立人以外には確認できない。

さらに、事業所の保管する平成3年度の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、申立人の、申立期間に係る標準報酬月額を示す「従前の標準報酬月額」欄の記載が、15万円から47万円へ訂正されており、上記減額による等級変更者を含む5名の被保険者に係る同欄に、申立人と同様の訂正が

認められる。

このことについて、事業所に照会したところ、総務課担当者は、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書は、社会保険事務所(当時)が、健康保険被保険者証の番号、被保険者の氏名、従前の標準報酬月額等を印字したものに、当該年度の報酬月額を記載して提出している。当時のことは分からないものの、社会保険事務所から送付された申立人に係る平成3年度の同決定通知書の「従前の標準報酬月額」欄が15万円と印字されているのを見て、平成3年度分の標準報酬月額の47万円とかけ離れていることから、申立人の標準報酬月額である47万円に見合った厚生年金保険料控除額等が確認できる前年度の会計資料を照合した上で、「従前の標準報酬月額」欄の15万円を47万円に訂正して、社会保険事務所に提出したものと思う。」と回答している。

また、申立期間に係る申立人の標準報酬月額について、上記総務担当者は、「申立人は退職まで雇用形態に変更も無く勤務していたので、この給料の下がり方は考えられない。記録が間違いであることは、はっきりしている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる資料は現存しないものの、申立期間当時において、事業所に保管されていた資料には、訂正後の標準報酬月額が記録されており、申立期間に係る会計処理は当該記録に基づいて行われていたものと考えられることから、申立人は申立期間において、「平成3年度健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の「従前の標準報酬月額」欄の訂正された標準報酬月額(47万円)に相当する給与を事業主より支給され、同標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「社会保険事務所の請求どおり行っていた。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者標準報酬月額の決定に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年4月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年4月まで

私は、国民年金の加入時期は覚えていないが、夫が手続を行い、申立 期間の国民年金保険料は、集金人に納付していた。申立期間が未納とさ れていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年7月にその夫と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年5月4日である上、昭和38年度国民年金印紙検認記録の4月欄には、未加入期間であることを示すとみられる「印紙不要」の押印が確認でき、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、上記の加入手続は、申立人の夫が昭和38年5月4日付け(後に同年同月5日に訂正)で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、行われたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて「B(漢字)」、「C(漢字)」及び「D(カナ)」で検索を行い、オンライン記録により、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで

私は、昭和56年5月に勤めていた会社を病気のため退職し、入院した。 同年7月頃に退院し、国民健康保険に加入した上で、国民健康保険料の 減免申請を行った。その際、国民年金にも加入し、申立期間の国民年金 保険料の免除申請を行い、57年3月頃に申立期間の保険料をまとめて納 付した。申立期間直後の保険料は62年1月に追納しており、申立期間に ついても納付していたはずであり、未納とされていることには納得でき ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年7月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、一旦免除申請を行い、57年3月頃まとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月にA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、このことはA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和57年度から登載されていることとも整合していることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、昭和56年7月頃に国民年金に加入し、57年3月頃に申立期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金加入手続時に国民年金保険料の免除申請を行ったと陳述しているところ、当時の申請免除の始期は、「申請日の属する月

前の直近の基準月」であったことから、上記の国民年金加入時点では、申立期間について、免除申請を行えなかったものと考えられる上、保険料を追納する場合には、追納申込みを行った上、国庫金納付書の交付を受ける必要があるが、オンライン記録では、申立期間直後の昭和 57 年4月から59年6月までの追納申込みが62年1月13日に行われた記録が確認できるものの、申立期間について追納申込みが行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国 民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しな い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

私は、昭和50年6月に会社を退職後、病気をしていた長男のため、A県B市役所C支所で国民健康保険の申請を行おうとしたところ、職員から、先に国民年金に加入しなければ健康保険証は出せないと言われたので、その場で国民年金に加入し、国民年金保険料を1回分納付したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月に会社を退職後、B市C支所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入時点では、申立期間は過年度となるため、国民年金保険料を納付するには遡及納付することとなり、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までの保険料(4万3,200円)を、B市が交付したとみられる国庫金納付書により、同年7月15日に過年度納付していることが領収済通知書により確認できるものの、申立期間に係る同通知書は見当たらず、このことは、同市が保険料の納付状況等を記録している国民年金被保険者カードの記録とも一致している。

なお、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和50年6月21日」は、この日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない(後に、この資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である50年7月1日に訂正されている。)。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳 記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記 号番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に「D(漢字)」及び 「E (カナ)」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索 したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた ことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

申立期間当時、私は大学生で、A市B区に在る叔父の家に同居していたが、住民票は実家のC県D郡E村(現在は、同県F市)のままであった。実家に帰省した際、亡くなった父親から、私の国民年金保険料を納付していた旨を告げられたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が実家の在るC県D郡E村(現在は、同県F市)で 国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれて いたはずであると主張している。

しかしながら、申立人の主張どおりに国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、E村において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に、旧姓の「G(漢字)」及び「H(カナ)」で検索したが該当者は無く、これは、同村で加入手続を行った場合に作成・保管されることとなる申立人に係る国民年金被保険者名簿が見当たらないこととも整合している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月にA市I区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保

険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人 からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成8年4月及び同年5月

私は、平成8年3月に会社を退職し、A県B市役所で国民年金に加入した。国民年金保険料を納付しないと困るのは自分であり、保険料は送られてきた納付書で納付していた。同年3月分を納付して同年4月及び5月の保険料を納付しないことは考えられない。納付漏れをしていたら、後からでも納付していたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の平成8年3月の国民年金保険料を納付しており、後続する申立期間の保険料も納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付状況等を記録しているB市の国民年金被保険者台帳では、申立期間直前の平成8年3月の保険料は納付済みであるものの、申立期間は未納であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、社会保険事務所(当時)は、平成9年10月27日付けで申立期間の国民年金保険料について納付書を発行し催告していることがオンライン記録により確認でき、この納付書により申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、当該納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から7年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成3年5月から7年3月まで

学生であった平成5年4月から7年3月までの間に、初めて国民年金保険料の納付書が届き、遡れる分をまとめて納付してくださいとのことだった。私は学生で払うことができなかったので、母親が納付してくれた。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった平成5年4月から7年3月までの間に、申立期間の国民年金保険料の納付書が届き、申立人の母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、「B(漢字)」及び「C(カナ)」で検索したが該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、D町(現在は、E市)の国民年金被保険者名簿において、申立人は、平成11年12月15日に、*年*月*日を国民年金被保険者資格取得日とした新規資格取得届を行った内容の記載が確認できることから、この日に初めて国民年金の加入手続がなされたものと考えられ、申立内容とは符合しない上、加入手続時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金加入直後の平成11年12月から13年3月にかけて、時効とならず納付可能な9年11月から11年3月までの国民年金保険料を14回に分けて順次、過年度納付している上、12年2月には現年度保険料7か月分9万3,100円を一括納付していることも確認できることから、このことと誤認している可能性もうかがえる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から61年8月1日まで

昭和58年8月から61年7月までの厚生年金保険の標準報酬月額がそれ以前の期間の標準報酬月額と比較して下がっている。自分は事業主であるが30万円以上の給与があり、引き下げた記憶はないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、有限会社Aにおける申立人の標準報酬月額は、昭和57年10月から58年7月までの期間は36万円、同年8月から61年7月までの申立期間は、58年8月の随時改定、59年10月及び60年10月の定時決定により9万8,000円と記録されているが、申立人は、「自分は事業主であり、30万円以上の給与があったはずで引き下げた覚えはない。」と申立てている。

しかしながら、有限会社Aは、平成7年4月30日に厚生年金保険の適用 事業所に該当しなくなっており、申立期間当時、事業主であった申立人及 び取締役であった申立人の妻に照会しても「当時の賃金台帳等の関係資料 は既に破棄し保存していない。」と供述していることから、申立人の申立期 間における給与支給額及び厚生年金保険料を確認することができない。

また、オンライン記録から、昭和 58 年 8 月から 61 年 7 月までの申立期間において、申立人の妻の標準報酬月額も 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できることから、有限会社Aにおいては、申立人とその妻

の役員であった二人について標準報酬月額が引き下げられたことがうかが える。

このことについて、申立人の妻は、「自分の標準報酬月額については、申立てをするつもりはない。」と回答しており、当該標準報酬月額の減額処理については申立人及びその妻が関与していたものと考えるのが自然であり、社会保険事務所(当時)が無断で処理を行ったものと認めることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から同年6月1日まで

- ② 昭和30年6月1日から33年4月1日まで
- ③ 昭和33年4月1日から同年8月1日まで
- ④ 昭和33年8月1日から34年3月1日まで
- ⑤ 昭和34年3月1日から同年7月1日まで
- ⑥ 昭和34年7月1日から35年2月1日まで
- (7) 昭和35年2月1日から36年4月1日まで

私は、昭和30年2月1日から36年3月31日までA株式会社(現在は、B株式会社)に勤務していたか、又はそのうち、30年6月1日から33年3月31日まで株式会社C(現在は、D株式会社)に、33年8月1日から34年2月末まで株式会社Eに、34年7月1日から35年1月31日までF株式会社に勤務していたか定かではないが、いずれかに勤務していたのに、申立期間①から⑦までにおいて厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求め て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの全ての期間について、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたかもしれないと主張していることから、同社の後継事業所であるB株式会社に確認したところ、申立期間当時の資料は保管していないと回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及

び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A株式会社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、回答があった1名は申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の兄弟に照会したところ、兄の所在は確認できなかったが、弟は、「申立人の勤務先は全く分からない。」と回答していることから、申立内容を確認することができない。

加えて、A株式会社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日が「30.2.1」と記載され、健康保険証が返却されたことを示す「証返」の押印が確認できる。

また、A株式会社G支店に加え、同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を検証したが、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、株式会社Cは昭和42年にD株式会社に吸収合併されており、後継事業所である同社に確認したところ、「昭和21年から42年(合併時)までの退職者名簿において申立人の氏名は確認できない上、申立期間②当時のその他の関連資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の中学校の同級生に照会したところ、「申立人が株式会社Cに勤務していたことを聞いたことはあるが、勤務期間や勤務形態については記憶が無い。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

加えて、当該被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は記録 されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は無いことから、 申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間④について、株式会社Eに照会したところ、「申立期間④当時の資料は保管していない。」と回答していることから、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、 申立期間④当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、 回答があった1名は申立人を記憶しておらず、申立内容を確認できる供述 を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間④に申立人の氏名は記録 されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は無いことから、 申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑥について、F株式会社に照会したところ、「申立期間⑥当時の 資料は保管していない。また、申立期間⑥当時の人事担当者にも聞いたが、 「申立人が入社した記憶も無く、短期雇用で採用したことも無い。」と説明 している。」と回答があったことから、申立期間⑥における申立人の勤務実 態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間⑥当時勤務していたことが確認できる複数の同僚に照会したが、回答があった1名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間⑥に申立人の氏名は記録 されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は無いことから、 申立人に係る厚生年金保険の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年6月1日から14年9月21日まで 私は、株式会社Aに勤務していた時、支給されていた給与は42万円ほど あったのに、年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、平成14年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に事業所として実態が無い上、申立期間当時の事業主に照会を行っても回答が無いことから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、株式会社Aにおける複数の同僚に照会を行ったところ、申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人と同時期に株式会社Aに在籍した被保険者について標準報酬月額を確認したところ、大半の従業員は15万円以下となっており、申立人についてのみ標準報酬月額が低く届け出られていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、上記同僚のうち社会保険事務の担当者は、「実際の給与支給額と標準報酬月額とに差があり、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出る報酬月額を決めていた。」と回答しており、当該同僚を含む二人から提出された給与明細書について検証を行ったところ、いずれもオンラインに記録された標準報酬月額を上回る給与が支給されていたことは確認できるが、

当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

また、申立人が申立期間当時の取引銀行であると述べている株式会社B銀行(平成13年4月までは、株式会社C銀行)から提出された申立人に係る平成14年3月以降の普通預金元帳の入金額からは厚生年金保険料控除額を確認することができない上、給与支給額についても申立人が、「手渡しで支給された給与の一部を、妻が入金した。」と述べていることから確認することができず、それ以前については当該銀行において資料が保管されていない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申 立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月20日から52年4月1日まで

- ② 昭和54年1月1日から同年10月1日まで
- ③ 昭和55年1月1日から同年4月1日まで
- ④ 昭和56年1月1日から同年8月1日まで
- ⑤ 昭和57年1月1日から同年8月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と相違しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、既に廃業しており、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人が当時の給与額等を記載したものとして提出している資料を確認しても、申立期間①から⑤までの期間うち、一部の期間について申立人の報酬月額は推認できるものの、申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、A株式会社の経理事務を受託していた会計事務所に照会したが、 申立期間①から⑤当時の担当者は既に死亡しており、その後業務を引き継いだ担当者は、「当時の資料は保管しておらず、自分が担当する前の事情に ついては分からない。」と回答している。

さらに、複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間①から⑤までの期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供

述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間①から⑤までの期間における申立人の標準報酬月額は、全てオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①から⑤までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①から⑤までの期間について、その主張する標準報酬月 額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを 認めることはできない。